

証券コード 6803
平成27年6月1日

株主各位

東京都多摩市落合一丁目47番地
ティアック株式会社
取締役社長 英 裕 治

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月18日(木曜日)午後5時40分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日(金曜日)午前10時
 2. 場 所 東京都多摩市落合一丁目43番地
京王プラザホテル多摩 4階アポロ
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第67期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.teac.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引上げ後の個人消費の低迷による影響があったものの、雇用・所得環境改善傾向が続く中で、原油価格下落の影響もあり、緩やかな回復基調が続いています。世界経済については、米国の金融政策正常化に向けた動きの影響や、欧州、中国やその他新興国経済の先行きなどに注意が必要ですが、全体的には緩やかに回復している状況であります。

このような状況の中で当社グループは、事業の選択と集中に向け、国内における光ディスクドライブ（ストレージデバイス事業）の譲渡を行いました。音響機器事業では、オンキヨー株式会社及びGibson Brands, Inc.との業務提携による新たなビジネスの創出を目指し、海外販売体制の再構築、マーケティングの強化、新製品の共同開発を進めております。また、情報機器事業では、当社のコア技術に基づいた事業カテゴリーでの成長を目指しております。当連結会計年度におきましては、消費税増税の影響により個人消費の低迷が続き、また、前期末に通話録音機器（ボイスロギング事業）を、平成26年7月末にはストレージデバイス事業を譲渡したことなどにより、売上高は前期と比較して減少しました。一方、販売費及び一般管理費は前期に行った米国販社の構造改革等により削減されましたが、米国における大口得意先からの受注減、米国西海岸港湾ストによる納品遅れの影響等による音響機器の販売不振、急激な円安による仕入コストの上昇もあり、営業損失となりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は203億2千8百万円（前期比9.4%減）、営業損失は2億7千万円（前期営業利益3億9千5百万円）、経常損失は6億8千9百万円（前期経常利益3千万円）となりました。また、光ディスク装置の価格カルテル訴訟等に関する訴訟損失引当金繰入額9億8百万円などを計上したことにより、当期純損失は18億3千1百万円（前期当期純損失2億4千8百万円）となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度において経常損失を計上したことにより、当連結会計年度末において当社が取引金融機関等との間で締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触することとなりました。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、当該事象又は状況を解消すべく資金計画を策定し、取引金融機関等に対しシンジケートローン契約の財務制限条項の適用免除について協議を行いました。その結果、全貸付人より期限の利益喪失請求を行わないことにつき同意を得ており、既に当該重要事象等を解消するための対応策を実施しているとともに、今後の主要取引銀行等の支援体制も十分確保できていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められません。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

音響機器事業の売上高は126億7千7百万円（前期比5.3%減）となり、営業損失は5億4百万円（前期営業利益2億1千7百万円）となりました。

高級AV機器（ESOTERICブランド）は、株価上昇に連動して高級品の市況が活況を呈し、スーパーオーディオCDプレーヤーの新製品や高額スピーカーが好調に推移しました。また、輸出はアジア市場、特に中国において年間を通じて好調を維持しました。しかしながら、当期はBtoBのドライブメカの販売を終息したことで前期と比較して減収減益となりました。

一般AV機器（TEACブランド）は、レコード復活のブームを追い風に一体型レコードプレーヤーシステムや単品ターンテーブルが大きく伸長しました。また、ストラテジックパートナーであるオンキヨー株式会社との販売代理提携や同社向けOEMは堅調に推移しましたが、前期と比較して、主に国内市場が円安による仕入コスト増や消費増税後の中級機オーディオの市況悪化の影響を受け、全体としては減収、赤字幅が拡大しました。

音楽制作オーディオ機器（TASCAMブランド）は、楽器市場向け、リニアPCMレコーダー、マルチトラックレコーダー（DIGITAL PORTASTUDIO）の販売は堅調に推移しましたが、USBオーディオインターフェイスがラインナップの変更による製品数減少と新製品の導入遅れにより、販売が落ち込む結果となりました。設備市場においては、ソリッドステートレコーダー、CDプレーヤーを始めとして安定した需要に支えられ販売は伸長しましたが、放送局向けのソリッドステートレコーダー、CDプレーヤーが、特に国内において大型案件の延期や設備更新の遅れにより前期を大きく下回る販売となりました。デジタル一眼レフカメラ用リニアPCMレコーダーの販売は新製品の導入もあり伸長しました。輸入商品を含めた国内販売は円安の影響によるコスト高が販売と利益を圧迫し、結果として、音響機器事業全体では、前期と比較して減収、営業赤字となりました。

情報機器事業の売上高は65億1千5百万円（前期比12.8%減）となり、営業利益は2億1千5百万円（前期比99.5%増）となりました。

航空機搭載記録再生機器は、保守パーツの売上が好調に推移しましたが、主要製品に関して前期の需要増が一段落したことの影響で減収となりました。計測機器はデータレコーダー（WX-7000）が鉄道、重工業、自動車各分野へ通期で好調に推移、センサーに関しましては新製品のデジタル指示計が新規顧客の開拓に貢献し、好調に推移しました。医用画像記録機器は新製品の手術画像用レコーダーが発売以来好調に推移しましたが、国内での消化器内視鏡向け記録機器の販売が伸びずに低調に推移しました。ソリューションビジネスはほぼ前期並みと堅調に推移しました。ストレージデバイス事業は事業譲渡により減収となりました。

この結果、情報機器事業全体では、事業譲渡などの「事業の選択と集中」により減収となりましたが、事業の効率化、コア事業が好調に推移したことにより増益となりました。

その他事業の売上高は11億3千4百万円（前期比28.3%減）、営業利益は1千9百万円（前期比72.8%減）となり、減収減益となりました。

以上のような状況をうけまして、配当につきましては、当期純損失を計上する結果となりましたことから、誠に遺憾ながら、配当を見送らせていただくことといたします。株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

企業集団の事業セグメント別売上高の状況は次のとおりであります。

企業集団の事業セグメント別売上高

区 分	第66期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)		第67期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減比
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
音 響 機 器 事 業	13,391	59.7	12,677	62.4	△713	△5.3
情 報 機 器 事 業	7,470	33.3	6,515	32.0	△955	△12.8
そ の 他	1,582	7.0	1,134	5.6	△447	△28.3
合 計	22,444	100.0	20,328	100.0	△2,116	△9.4

(2) 設備投資の状況

当社グループは、省力化、生産性の向上及び製品の信頼性向上のための投資を行っています。当連結会計年度の設備投資については、測定器、金型等を中心として経常的な投資にとどまりましたが、内訳は次のとおりであります。

(設備投資の金額には消費税は含みません。)

	当連結会計年度	(単位：百万円) 前期比
音響機器事業	151	106.3%
情報機器事業	35	△30.5%
その他及び全社共通	12	△90.9%
合計	199	△25.1%

また、所要資金は自己資金で賅っています。

(3) 資金調達の状況

当社は、機動的かつ安定的な資金調達を行うため、株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする9金融機関と総額40億円のシンジケートローンによるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末におけるシンジケートローンの借入残高は20億円であります。

(4) 事業の譲渡の状況

平成26年7月31日付けにて、当社の国内における光ディスクドライブ（ストレージデバイス事業）を株式会社アルメディオに事業譲渡いたしました。

(5) 対処すべき課題

再成長と収益性向上を目指すにあたり、BtoC事業におけるコスト競争力と販売力の一層の強化による国際競争力の向上と、BtoB事業の国内外での安定成長が、今後企業価値を最大化するための課題と捉えております。

その取組みとして、更なるコスト低減やマーケティングの推進、また、その加速のためのGibson Brands, Inc. 並びにオンキヨー株式会社との一層のシナジー追求を目指してまいります。

(6) 財産及び損益の状況

区 分	第 64 期 (平成24年3月期)	第 65 期 (平成25年3月期)	第 66 期 (平成26年3月期)	第 67 期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売 上 高 (百万円)	26,696	22,236	22,444	20,328
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	19	351	30	△689
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	89	△323	△248	△1,831
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	0.31	△1.12	△0.86	△6.36
純 資 産 (百万円)	3,790	4,243	3,678	3,202
総 資 産 (百万円)	19,637	19,619	17,582	15,445

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年3月31日現在）

① 親会社との関係

当社の親会社は、Gibson Holdings, Inc. 及びGibson Brands, Inc. であります。Gibson Holdings, Inc. は、当社の株式157,447千株（議決権比率54.85%）を直接保有する当社の親会社であります。Gibson Brands, Inc. は、Gibson Holdings, Inc. の親会社であり、当社の株式157,447千株（議決権比率54.85%）を間接保有する当社の親会社であります。

なお、当社は両社と資本・業務提携契約を締結しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	議決権比率	主要な事業内容
	千	%	
ティアック アメリカ, INC.	US\$ 38,360	100.0	当社製品の販売
台湾ティアック有限公司	NT\$ 10,000	100.0	当社製品の販売
ティアック マニュファクチャリング ソリューションズ株式会社	¥ 64,200	100.0	情報機器製品・高級AV機器の製造受託、部品の製造販売
ティアック UK LTD.	GBP 3,800	100.0	当社製品の販売
ティアック ヨーロッパ GmbH	EUR 2,061	100.0	当社製品の販売
ティアックオンキョーソリューションズ株式会社	¥ 90,000	60.1	ソフト開発及びシステム機器販売
ティアック メキシコ S.A. de C.V.	N\$ 67,400	100.0	当社製品の販売
ティアック オーディオ (チャイナ) CO.,LTD.	HK\$ 27,000	100.0	音響機器の部品調達及び仲介
東莞ティアック エレクトロニクス CO.,LTD.	HK\$ 20,000	100.0	音響機器の製造販売
エソテリック株式会社	¥ 90,000	100.0	高級AV機器の販売
M T S 株式会社	¥ 10,000	100.0	当社製品のサービス
ティアックセールスアンドトレーディング (深セン) CO.,LTD.	HK\$ 1,000	100.0	当社製品の販売

(注) 1. 議決権比率は間接保有を含めた議決権比率を記載しております。

2. 100%間接保有の子会社は、ティアック UK LTD.、ティアック メキシコ S.A. de C.V.、東莞ティアック エレクトロニクス CO.,LTD.、ティアック セールス アンド トレーディング (深セン) CO.,LTD. であります。

(8) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業セグメント	主 要 製 品
音 響 機 器 事 業	高級AV機器、一般AV機器、音楽制作オーディオ機器
情 報 機 器 事 業	航空機搭載用記録再生機器、医用画像記録機器、計測機器（トランスデューサー、データレコーダー）、ソリューションビジネス、介護支援個別ケアシステム、産業用光ドライブ

(9) 主要な営業所及び工場

① 当社

テ ィ ア ッ ク 株 式 会 社	本社	東京都多摩市
-------------------	----	--------

② 子会社

ティアック マニュファクチャリング ソリューションズ株式会社	本社及び工場	東京都青梅市
テ ィ ア ッ ク ア メ リ カ , I N C .	本社	米国 カリフォルニア州
テ ィ ア ッ ク ヨ ー ロ ッ パ G m b H	本社	ドイツ ヘッセン州
東莞ティアック エレクトロニクス CO., LTD.	本社及び工場	中国 広東省

(10) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
981 名	△94 名

(注) 上記使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先及び借入額（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	2,000 <small>百万円</small>

(注) シンジケートローンは株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする9金融機関によるものであります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

資本・業務提携先であるオンキヨー株式会社は、平成26年6月18日付けにて、同社が保有する当社株式の一部を売却したことにより、当社の主要株主ではなくなりました。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 288,169,298株（自己株式1,147,836株を除く）
 (3) 株主数 14,456名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
G i b s o n H o l d i n g s , I n c .	157,447	54.64
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	3,635	1.26
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,433	1.19
オ ン キ ヨ ー 株 式 会 社	2,894	1.00
森 兼 満	2,419	0.84
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	2,007	0.70
テ ィ ア ッ ク 取 引 先 持 株 会	1,589	0.55
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,541	0.53
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	1,342	0.47
中 野 啓 二 郎	1,328	0.46

(注) 持株比率は、自己株式（1,147,836株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	英 裕 治	CEO
取 締 役	野 村 佳 秀	CFO
取 締 役	ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ	Gibson Brands, Inc. 代表取締役会長CEO Gibson Holdings, Inc. 代表取締役会長CEO オンキヨー株式会社取締役
取 締 役	デビット・ベリーマン	Gibson Brands, Inc. 代表取締役社長 Gibson Holdings, Inc. 代表取締役社長
取 締 役	ソロモン・ピチオート	Gibson Brands, Inc. 取締役
常 勤 監 査 役	牧 野 信 明	
監 査 役	原 琢 己	弁護士
監 査 役	坂 口 洋 二	公認会計士、税理士

- (注) 1. ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ、デビット・ベリーマン及びソロモン・ピチオートの3氏は、社外取締役であります。
2. 原 琢己及び坂口洋二の両氏は、社外監査役であります。
また、原 琢己及び坂口洋二の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役牧野信明氏は当社グループ内の経理関連部門で経理経験を有し、また、監査役坂口洋二氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	6名	62百万円
監 査 役	3名	21百万円
合 計	9名	83百万円

(注) 上記の支給人員には、平成26年6月20日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役）1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

Gibson Brands, Inc. は、当社の親会社であり、当社と資本・業務提携契約を締結しており、ライセンス契約、製品供給契約等の取引関係があります。

Gibson Holdings, Inc. は、当社の親会社であり、当社と資本・業務提携契約を締結しております。同社と当社との間に取引関係はありません。

オンキヨー株式会社は、当社と資本・業務提携契約を締結しており、製品の仕入れ及び販売等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	ヘンリー・イー・ジャスキヴィツ	当期開催の取締役会4回のすべてに出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
社外取締役	デビット・ベリーマン	当期開催の取締役会4回のすべてに出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
社外取締役	ソロモン・ピチオート	当期開催の取締役会4回のすべてに出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
社外監査役	原 琢 己	当期開催の取締役会4回及び監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	坂 口 洋 二	当期開催の取締役会4回及び監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

④ 社外役員報酬等の総額

当事業年度における社外役員（6名）の報酬等の総額は、22百万円であります。

⑤ 当社親会社又は当該親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額

3名 311百万円（当事業年度における期中平均相場による円換算額）

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 49百万円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 115百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である米国会計基準に基づく監査業務、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザー業務及び監査業務等についての対価を支払っております。

(4) 重要な子会社の監査

当社の重要な子会社のうち、海外子会社7社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(注) 上記には、当事業年度中における方針を記載しております。なお、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更するとともに、平成27年5月15日開催の監査役会決議において、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を改定しております。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備のため、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、株主総会、取締役会及び関連資料等、取締役の職務の執行に係る情報について、法令・社内規程に基づき、保存・管理を行う。
- ② 取締役社長は、上記情報の保存及び管理の監視・監督責任者として、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧できるよう保存期間管理する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、損失の危険の管理を統括する組織として、取締役社長を監視・監督責任者とする「ビジネスリスクマネジメント委員会」を設け、各部門のリスクマネジメント業務を統括するとともに、全社的な視点からリスクマネジメントの基本方針、その他重要事項の決定を行う。
- ② 「ビジネスリスクマネジメント委員会」は、当社の内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、各部門のリスクマネジメント状況を監督し、定期的な見直しを行う。当社は平時においては、各部門においてその部門のリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減化に取り組むとともに、有事においては「危機管理規程」に従い、会社全体として対応することとする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定時取締役会、臨時取締役会により、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役、常勤監査役、執行役員等が出席する経営執行会議を開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。なお、経営環境に機敏に対応するため、当社は取締役の任期を1年とし、あわせて業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するため、執行役員制を導入している。
- ② 業務の運営について、取締役会は、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な経営目標を設定する。各部門においては、その経営目標達成に向け具体策を立案・実行する。また、取締役会は、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか、業績報告を通じて定期的にチェックを行う。

- ③ 当社は、日常の業務の執行に際し、各レベルの責任者が職務権限の委譲に基づき、業務を遂行する体制をとる。
- (4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、「ビジネスリスクマネジメント委員会」にコンプライアンスを統括させる。コンプライアンスの推進については、「ティアックグループコンプライアンス規程」を制定し、取締役・使用人等が、コンプライアンスを重視して自らの業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
 - ② 当社は公益通報者保護法に基づく「内部通報制度」により、取締役・使用人等が社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気付いたときは、制度で定める「窓口部門」に通報しなければならないと定めている。会社は通報者、通報内容について開示しないものとする。
 - ③ また、「ティアックグループコンプライアンス規程」において、ティアックグループ社員は反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとり、一切の関係を拒絶し、その活動を助長するような行為をしてはならない旨規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。
 - ④ 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社企業グループでは、各社の取締役の職務の執行に係る情報について、取締役社長を監視・監督責任者として、法令・社内規程に基づき、保存・管理を行い、必要に応じて当社取締役、監査役、内部監査室への閲覧可能な状態とする体制を整備する。
 - ② 当社は、「ビジネスリスクマネジメント委員会」が当社企業グループ全体のコンプライアンス・リスク管理を統括・推進する体制とし、当社企業グループ各社のコンプライアンス・リスク管理教育、指導を行うとともに問題点の把握に努める。
 - ③ また、平成18年4月に設置された内部監査室は、当社及び当社企業グループの組織体制の整備及び業務の執行状況を評価し、経営改善のための提言を行うとともに、不適切な取引又は会計処理を防止する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、現在は監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて専任あるいは兼任の補助スタッフを置くこととする。

(7) (6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に係わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得るものとし、人事考課については、常勤監査役の意見を考慮して行う。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、当社取締役会規程に定める取締役会決議事項（法令に定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務に関する事項）並びに各取締役の職務の状況についての報告をするための体制をとる。
- ② 取締役、執行役員等は、重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとる。
- ③ 取締役は、監査役の業務監査にあたり使用人が重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとる。
- ④ 「ビジネスリスクマネジメント委員会」ほか経営執行会議下部組織は、監査役に定期的に報告をするための体制をとる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査内容についての情報の交換が十分に行えるための体制をとる。
- ② 内部監査室は、監査役と定期的な情報の交換を行い、連携を図る体制をとる。

(注) 上記には、当事業年度中における方針を記載しております。なお、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されることに伴い、平成27年4月24日開催の取締役会決議により内容を一部改定しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	11,746	流動負債	5,598
現金及び預金	2,831	支払手形及び買掛金	1,629
受取手形及び売掛金	3,988	短期借入金	2,000
商品及び製品	2,137	1年内返済予定の長期借入金	82
原材料及び貯蔵品	1,574	リース債務	84
前払費用	283	未払金	247
繰延税金資産	21	未払費用	906
未収入金	881	未払法人税等	60
その他	78	賞与引当金	212
貸倒引当金	△51	製品保証引当金	114
固定資産	3,699	返品調整引当金	81
有形固定資産	2,593	その他	180
建物及び構築物	497	固定負債	6,644
機械装置及び運搬具	224	長期借入金	156
工具、器具及び備品	364	リース債務	153
土地	1,277	繰延税金負債	26
リース資産	229	退職給付に係る負債	5,267
無形固定資産	614	訴訟損失引当金	908
ソフトウェア	258	資産除去債務	11
その他	355	その他	120
投資その他の資産	491	負債合計	12,243
投資有価証券	220	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	2	株主資本	6,611
破産更生債権等	176	資本金	6,000
敷金及び保証金	184	資本剰余金	306
その他	65	利益剰余金	423
貸倒引当金	△157	自己株式	△118
資産合計	15,445	その他の包括利益累計額	△3,475
		その他有価証券評価差額金	9
		為替換算調整勘定	△2,737
		退職給付に係る調整累計額	△747
		少数株主持分	66
		純資産合計	3,202
		負債・純資産合計	15,445

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	20,328
売上原価	12,540
売上総利益	7,787
販売費及び一般管理費	8,058
営業損失	270
営業外収益	
受取利息	30
受取配当金	1
特許権売却益	18
その他	55
営業外費用	
支払利息	58
売上割引	128
持分法による投資損失	19
為替差損	225
シンジェクトローン手数料	25
その他	67
経常損失	689
特別利益	
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	32
事業譲渡益	68
特別損失	
固定資産除売却損失	9
減損損失	24
特別退職金	130
訴訟損失引当金繰入額	908
投資有価証券評価損	90
その他	13
税金等調整前当期純損失	1,176
法人税、住民税及び事業税	51
法人税等調整額	13
少数株主損益調整前当期純損失	1,830
少数株主利益	1
当期純損失	1,831

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	6,000	306	1,711	△109	7,908
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	543	-	543
会計方針の変更を反映 した当期首残高	6,000	306	2,254	△109	8,452
当期変動額					
当期純損失	-	-	△1,831	-	△1,831
自己株式の取得	-	-	-	△8	△8
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△1,831	△8	△1,840
平成27年3月31日残高	6,000	306	423	△118	6,611

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成26年4月1日残高	39	△3,468	△862	△4,291	61	3,678
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	-	3	547
会計方針の変更を反映 した当期首残高	39	△3,468	△862	△4,291	65	4,226
当期変動額						
当期純損失	-	-	-	-	-	△1,831
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△8
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△30	730	114	815	1	816
当期変動額合計	△30	730	114	815	1	△1,023
平成27年3月31日残高	9	△2,737	△747	△3,475	66	3,202

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	7,334	流動負債	5,944
現金及び預金	1,850	支払手形	363
受取手形	349	買掛金	524
売掛金	2,473	短期借入金	4,042
商材	797	1年内返済予定の長期借入金	82
原材料	545	リース債務	29
前払費用	142	未払金	221
関係会社短期貸付金	430	未払費用	317
未収入金	1,105	未払法人税等	26
その他	2	前受金	16
貸倒引当金	△361	預り金	23
固定資産	9,318	賞与引当金	153
有形固定資産	1,846	製品保証引当金	57
建物	388	返品調整引当金	53
構築物	1	未払消費税等	28
機械及び装置	3	その他	1
車両運搬具	0	固定負債	5,523
工具、器具及び備品	101	長期借入金	157
土地	1,277	リース債務	47
リース資産	74	繰延税金負債	4
無形固定資産	136	退職給付引当金	4,391
ソフトウェア	133	訴訟損失引当金	908
その他	2	資産除去債務	11
投資その他の資産	7,335	その他	2
投資有価証券	176	負債合計	11,468
関係会社株式	6,430	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	504	株主資本	5,175
長期前払費用	48	資本金	6,000
敷金及び保証金	149	資本剰余金	306
破産更生債権等	175	その他資本剰余金	306
その他	7	利益剰余金	△1,013
貸倒引当金	△156	その他利益剰余金	△1,013
資産合計	16,653	繰越利益剰余金	△1,013
		自己株式	△118
		評価・換算差額等	9
		その他有価証券評価差額金	9
		純資産合計	5,185
		負債・純資産合計	16,653

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		13,910
売上原価		8,737
返品調整引当金繰入額		△5
売上総利益		5,178
販売費及び一般管理費		5,622
営業損失		443
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	1	
受取地家賃	98	
特許権売却益	18	
その他	21	170
営業外費用		
支払利息	66	
為替差損	155	
シンジケートローン手数料	25	
その他	17	263
経常損失		537
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	32	
事業譲渡益	68	
債務免除益	48	149
特別損失		
固定資産除売却損	0	
貸倒引当金繰入額	82	
子会社株式評価損	166	
特別退職金	13	
訴訟損失引当金繰入額	908	
投資有価証券評価損	90	
その他	0	1,262
税引前当期純損失		1,651
法人税、住民税及び事業税	△6	△6
当期純損失		1,644

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
平成26年4月1日残高	6,000	306	95	△109	6,293	39	6,333
会計方針の変更による 累積的影響額	－	－	535	－	535	－	535
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,000	306	631	△109	6,829	39	6,869
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失	－	－	△1,644	－	△1,644	－	△1,644
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△8	△8	－	△8
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	△30	△30
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△1,644	△8	△1,653	△30	△1,683
平成27年3月31日残高	6,000	306	△1,013	△118	5,175	9	5,185

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月 15 日

ティアック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 居 達 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 部 裕 次 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ティアック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティアック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月15日

ティアック株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 居 達 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 部 裕 次 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティアック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、財務報告に係る内部統制については取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

ティアック株式会社 監査役会

常勤監査役 牧 野 信 明 ㊟

社外監査役 原 琢 己 ㊟

社外監査役 坂 口 洋 二 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第24条（取締役の責任免除）および第31条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。~~

なお、定款第24条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（取締役の責任免除） （条文省略）</p> <p>②当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について会社法第427条第1項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>第24条（取締役の責任免除） （現行どおり）</p> <p>②当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について会社法第427条第1項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>第31条（監査役の責任免除） （条文省略）</p> <p>②当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について会社法第427条第1項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>第31条（監査役の責任免除） （現行どおり）</p> <p>②当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について会社法第427条第1項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	はなぶさ ゆう じ 英 裕 治 (昭和36年9月17日生)	昭和60年4月 当社入社 平成13年2月 当社タスカム部長 平成16年6月 当社執行役員タスカムビジネスユニットマネジャー 平成17年5月 当社執行役員エンタテイメント・カンパニープレジデント 平成18年6月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役社長CEO（現任）	120,000株
2	の むら よし ひで 野 村 佳 秀 (昭和29年8月11日生)	昭和52年4月 当社入社 平成11年6月 当社業務企画部長 平成15年8月 当社財務部長 平成16年6月 当社執行役員財務部長 平成19年6月 当社取締役財務部長 平成22年4月 当社取締役コーポレート本部長 平成24年5月 当社取締役コーポレート本部長兼経営情報部長 平成25年4月 当社取締役財務担当 平成25年6月 当社取締役CFO（現任）	72,000株
3	ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ (昭和28年3月3日生)	昭和60年3月 Gibson Guitar Corp.（現：Gibson Brands, Inc.）代表取締役会長 平成4年1月 同社代表取締役会長CEO（現任） 平成24年6月 オンキヨー株式会社取締役（現任） 平成24年11月 Gibson Holdings, Inc. 代表取締役会長CEO（現任） 平成25年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) Gibson Brands, Inc. 代表取締役会長CEO Gibson Holdings, Inc. 代表取締役会長CEO オンキヨー株式会社取締役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4	デビット・ベリーマン (昭和27年1月7日生)	昭和60年3月 Gibson Guitar Corp. (現: Gibson Brands, Inc.) 代表取締役社長 (現任) 平成24年11月 Gibson Holdings, Inc. 代表取締役社長 (現任) 平成25年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) Gibson Brands, Inc. 代表取締役社長 Gibson Holdings, Inc. 代表取締役社長	0株
5	ソロモン・ピチオート (昭和28年10月2日生)	昭和54年8月 Republic National Bank of New York (現: HSBC Bank USA) 入社 平成13年12月 Gibson Guitar Corp. (現: Gibson Brands, Inc.) 取締役 平成17年5月 Precision Asset Management COO 平成18年8月 M. Safra & Co. Treasurer 平成25年5月 Gibson Guitar Corp. (現: Gibson Brands, Inc.) 取締役 (現任) 平成25年6月 当社取締役 (現任) 平成27年1月 SPNY Capital LP Treasurer (現任) (重要な兼職の状況) Gibson Brands, Inc. 取締役	0株

(注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。

ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ氏は、Gibson Brands, Inc.、Gibson Holdings, Inc. および Onkyo U. S. A. Corporation の代表取締役会長CEO、オンキヨー株式会社取締役を兼務しております。

デビット・ベリーマン氏は、Gibson Brands, Inc. および Gibson Holdings, Inc. の代表取締役社長を兼務しております。

ソロモン・ピチオート氏は、Gibson Brands, Inc. の取締役を兼務しております。

Gibson Brands, Inc. は、当社の親会社であり、当社との間で資本・業務提携契約を締結しております。また、当社と同社は、ライセンス契約、製品供給契約等の取引関係があり、音響機器事業の一部において競業関係にあります。

Gibson Holdings, Inc. は、当社の親会社であり、当社との間で資本・業務提携契約を締結しております。

オンキヨー株式会社は、当社との間で資本・業務提携契約を締結しております。また、当社と同社は、製品の仕入れおよび販売等の取引関係があり、音響機器事業の一部において競業関係にあります。

Onkyo U. S. A. Corporation は、当社との間で、北米における販売店契約等の取引関係があり、音響機器事業の一部において競業関係にあります。

2. 取締役候補者の当社の親会社および同社の子会社における地位および担当は、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄に記載のほか、次のとおりであります。
なお、いずれの会社も当社の特定関係事業者であります。
 - (1) ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ氏
 - ① 株式会社GIBSON GUITAR CORPORATION JAPAN取締役
 - ② Gibson Brands Escrow Corporation U.S.A代表取締役社長兼Treasurer
 - ③ Gibson Innovations Limited取締役
 - ④ 次の各会社の代表取締役会長CEO
Epiphone Qingdao Musical Instrument, Co., Ltd.、Gibson Acquisition Corp.、Gibson Audio, Inc.、Gibson Café and Gallery, Inc.、Gibson Development Stage Holdings, Inc.、Gibson Entertainment, Inc.、Gibson Europe B.V.、Gibson Guitar Canada, Ltd.、Gibson Guitar France SARL、Gibson Guitar GmbH、Gibson Guitar India Private Limited、Gibson Guitar Limited、Gibson Guitar Promocoes de Instrumentos Musicais, S/C Ltda.、Gibson Guitar Singapore Pte., Ltd.、Gibson Guitar Technology, Inc.、Gibson International Sales LLC、Gibson International, Inc.、Gibson Kids, Inc.、Gibson Med, S.r.l.、Gibson Pianos Mexico, S. de R.L. de C.V.、Gibson Pro Audio Corp.、Gibson Slingerland & Tobias, Inc.、Gibson Valley Arts, Inc.、Gibson Ventures, Inc.、Ji Sheng Bo Yun Musical Instrument Trading Co., Ltd.、musicYo.com Corporation、Opcode Corporation、Qingdao Gibson Musical Instruments, Inc.、Cakewalk, Inc.、Onkyo U.S.A. Corporation
 - (2) デビット・ベリーマン氏
 - ① 株式会社GIBSON GUITAR CORPORATION JAPAN取締役
 - ② Cakewalk, Inc. 取締役
 - ③ 上記(1)④記載の各会社（Cakewalk, Inc.、Onkyo U.S.A. Corporationを除く）の代表取締役社長
3. 当社は、ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ、デビット・ベリーマンおよびソロモン・ピチオートの3氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、3氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ、デビット・ベリーマンおよびソロモン・ピチオートの3氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由等について
ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ、デビット・ベリーマンおよびソロモン・ピチオートの3氏は、当社とGibson Brands, Inc.およびGibson Holdings, Inc.が締結している資本・業務提携契約に基づき推薦を受けた候補者であり、当社がギブソン・グループの一員として協業体制を構築していくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
なお、3氏はいずれも当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役原 琢己氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
はら たく み 原 琢 己 (昭和46年8月11日生)	平成12年4月 弁護士登録 平成12年4月 阿部・井窪・片山法律事務所入所 平成13年10月 安井総合法律事務所入所 現在に至る 平成23年6月 当社監査役(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、原 琢己氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 原 琢己氏は、社外監査役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由等について
原 琢己氏につきましては、弁護士としての知識・経験等を社外監査役としての職務遂行に活かしていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。同氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都多摩市落合一丁目43番地
京王プラザホテル多摩 4階アポロ
電話 042-374-0111 (代)



交 通

京王相模原線「京王多摩センター駅」下車	徒歩 約2分
小田急多摩線「小田急多摩センター駅」下車	徒歩 約2分
多摩都市モノレール「多摩センター駅」下車	徒歩 約2分